

議案第 5 3 号

静岡市屋外広告物条例の一部改正について

静岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例

静岡市屋外広告物条例（平成15年静岡市条例第229号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 9 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第118条第 1 項に規定する都市再生推進法人その他地域の活動に貢献するものとして市長が指定するものが、その活動区域内に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、その広告物又は掲出物件による収入をもって当該区域の公共空間等における公共的取組として規則で定めるものに要する費用の全部又は一部に充てるものは、第 3 条並びに第 4 条第 1 項（第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 11 号を除く。）及び第 2 項の規定にかかわらず、市長の許可を受けて、これを表示し、又は設置することができる。

第 7 条第 4 項、第 8 条第 3 項から第 6 項まで、第 10 条第 1 項、第 11 条、第 12 条、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 16 条、第 18 条第 1 項、第 19 条、第 22 条及び第 25 条第 2 項中「若しくは第 5 項」を「、第 5 項若しくは第 9 項」に改める。

第 31 条第 1 項第 1 号及び第 32 条中「及び第 4 号」の次に「並びに第 9 項」を加える。

第 33 条第 1 項中「若しくは第 5 項」を「、第 5 項若しくは第 9 項」に改める。

第 34 条の次に次の 1 条を加える。

（手数料の不還付）

第 34 条の 2 既納の手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。